2009年1月15日

声明

ものの、大阪から名き、請求を棄却した 邉安一裁判長)は、N 判所第6民事部(渡 いては1審に引き続 転)を争った4名につ 大阪(の配転(大阪配 徳島・岡山・大分から 件について、1審原告 TTリストラ配転事 古屋(の配転(名古屋 21 名のうち、香川・

> た市田氏については 円、糖尿病を患ってい 野氏については120万

労働者をターゲット

51 歳以上の高年齢

件費削減のために、 る。NTT各社は、人 ストラ」が発端であ

「みせしめ配転は違法」大阪高裁判決報告集会で新たな決意を述べる控訴人=1月15日・大阪市 13名についても、新までの事情がない については120万円、儀なくされた村上氏 いを命じていたが、大地裁も慰謝料の支払 神野氏、市田氏、村 料の支払を命じた。 れることによる生活 赴任を余儀なくさ 幹線通勤または単身 氏については60万円 難聴を発症した堀内 妻の老親の介護上の の慰謝料の支払を命 負担が高じて突発性 不利益性が著しく 上氏については、大阪 ずるとともに、そこ 上の不利益を広く認 40 万円の慰謝

ち、老親の介護上の 転だったとした。 められず、違法な配 業務上の必要性が認 については、そもそも 不利益性の著しい神 配転)を争った 17 そして、17名のう

TTグループ各社が(平成14)年5月、N

本件は、2002

本日、大阪高等裁

残して単身赴任を余 患っていた奥さんを 万円、肺ガンを 働者の個別の同意が ろん、転籍は当該労 手法をとった。もち 外に放逐するという 転籍を強要するスキ するという、実質は 賃金ダウンで再雇用 シング会社へ大幅な 急造したアウトソー 者を一旦退職させ、 は、こうした高年齢 とから、NTT各社 り否定されているこ 事件最高裁判決によ 打ちにした賃金切り ら、高齢者をねらい にした。しかしなが 下げがみちのく銀行 ムを採用し、企業

を加えた。 に応じなかったもの た圧力に抗して転籍 を取りつけるため に、さまざまな圧力 原告らは、こうし

ら、会社はこの同音 必要であることか

もそれぞれ増額し

NTTリストラ反対大阪 訴訟原告団 NTTリストラ反対大阪 訴訟弁護団 全労連NTTリストラ反 対闘争本部 ·NTTリストラ事件大阪 支援共闘会議

•通信産業労働組合

まりないものであかりの、不合理きわいった、仕事とは名ば 転したのが本件配転配転)、遠隔地に配 く傷つけるものであ としての誇りを大き コン入力作業などと 信販売や単調なパソ 商店街に対する光诵 った。また、配転先で うと、お構いなしだ や要介護老人がい 勤を強制された。本 身赴任や新幹線通 際になって初めて、単 の何物でもなかった。 見せしめ・報復以外 社の労務政策に従わ である。それは、会 を香川・徳島・岡山・ T西日本が、原告ら た者たちに示しがつ 事できるとなれば、 みの乏しいシャッター およそ契約獲得見込 命じられた仕事は、 ようと、家族に病人 かないと考えたNT 人が持病を抱えてい なかった者に対する ら名古屋(と(名古屋 配転)、そして大阪か 大分から大阪((大阪 原告らは、定年間 原告らの労働者

るために全国規模で

利益の最大化」を図

強行した「11 万人リ

策を断罪するもので は、こうしたNTT西 日本の非道な労務政 とりわけ、名古屋 今回の高裁判決

NTTリストラ大阪訴訟

的があったことを裏 いにしても、NTT两 まで踏みこんでいな は、高裁判決はそこ 体が否定されたこと 日本に不当な動機目 配転の必要性それ自 き続き同じ業務に従であるが、彼らが引 る。

は、1審原告らの従しかない。高裁判決わば消極的な理由で ったこと、研修内容 れは、大阪地裁判決 原告らの主張をほと かったことなど、1審 会も用意されていな よるスキルアップの機 と、実際にOJTに つくものではないこ ン営業の技能が身に 益に乏しいものであ 事した営業活動が実 じたからという、 を創出する必要が生 ために、新たな業務 当業務がなくなった の、それは、アウトソ 要性は認めたもの 点である。 を大きく乗り越えた んど認めている。こ も貧弱でソリューショ シングによって担 結論としては必

れ、たたかわれてき求める訴訟が提起さ に配転無効確認等を 松山、福岡の7地裁 岡、名古屋、大阪、 は、東京、札幌、 本件配転に対して

決である。 に、誠意をもつて団 日の判決に上告等を べき原点に戻って、本 とめ、公共性を守る よって厳しく断罪さ リストラが裁判所に るよう求めるもので 体交渉の場で解決す することなく、 れたことを重く受け 阪地裁判決を大き く超える大勝利の判 NTT各社は、本件 本日の判決は、大 早急

付けるものといえ

◆〒156-0043 東京都世田谷区松原3-41-15 NTT松沢別館2F 連絡先03-5355-7931 fax03-5355-7930 ホームページ http://www.tcwu.org/